



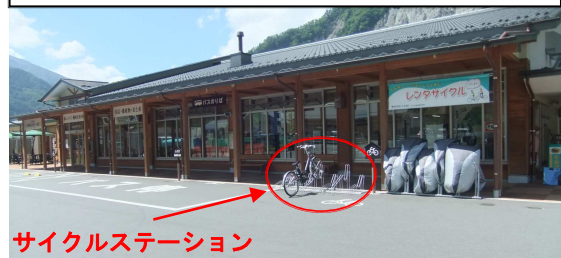
## 「道の駅」にサイクルステーションを設置しました

飯田建設事務所と各市町村は「道の駅」におけるサイクルステーション化に伴う施設や備品に関する覚書を締結しました。これに基づき、飯田建設事務所管内の5箇所の道の駅にサイクルステーションを設置しました。

### 対象道の駅

道の駅名	市町村
信州新野千石平	下伊那郡阿南町
遠山郷	飯田市
南信州うるぎ	下伊那郡売木村
歌舞伎の里大鹿	下伊那郡大鹿村
信濃路下條	下伊那郡下條村

### 設置状況（道の駅 歌舞伎の里大鹿）



### 目的

長野県の自転車施策において、健康の増進、環境保全、観光振興等における自転車活用を促すとともに、安全・安心な自転車利用のための施策を推進するため、「道の駅」において、サイクルステーション化に伴う施設や備品を整備し、自転車利用者に快適な空間を提供することを目的としています。

### 設置備品（数量）

- ・サイクルステーション（1基）、ポンプ（2台）、工具セット（大・小各1式）
- ※「遠山郷」、「南信州うるぎ」及び「歌舞伎の里大鹿」にはレンタサイクルがあります。
- ※施設や備品については自転車利用者の増加等状況に応じて拡充を検討します。

### その他

- ・各道の駅のサイクルステーションの設置状況については飯田建設事務所の Facebook 及び Twitter にて随時お知らせします。

【Facebook】 <https://www.facebook.com/iidaken.nagano/>

【Twitter】 <https://twitter.com/iidakensetsu>

### 信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

飯田建設事務所 維持管理課 管理係  
 (課長)二村 謙司 (担当)林 弘志  
 電話：0265-53-0450 (直通)  
 FAX：0265-24-5412  
 E-mail iidaken-ijikanri@pref.nagano.lg.jp

飯田建設事務所 整備課 計画調査係  
 (課長)鈴木 進 (担当)高橋 雅  
 電話：0265-53-0451 (直通)  
 FAX：0265-24-5412  
 E-mail iidaken-seibi@pref.nagano.lg.jp

道の駅「歌舞伎の里大鹿」におけるサイクルステーション化に伴う施設や備品に関する覚書

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏（以下「甲」という。）と大鹿村長 柳島 貞康（以下「乙」という。）とは、道の駅「歌舞伎の里大鹿」のサイクルステーション化に伴う施設や備品の扱いに関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、長野県の自転車施策において、健康の増進、環境保全、観光振興等における自転車活用を促すとともに、安全・安心な自転車利用のための施策を推進するため、「道の駅」において、サイクルステーション化に伴う施設や備品を整備し、自転車利用者に快適な空間を提供することを目的として、必要な事項を定めるものとし、甲乙はこの目的が的確に遂行できるよう努力するものとする。

（定義）

第2条 この覚書において、「施設や備品」とは、別記1 施設・備品 一覧表 のとおりとする。

2 施設や備品に変更が生じた場合は、甲乙協議のうえ、覚書の変更を行うものとする。

（施設や備品の管理、費用負担区分）

第3条 施設や備品の管理、費用負担区分は、別記2 管理区分表 のとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって施設や備品を管理しなければならない。

3 乙は、施設や備品の使用、管理等については、次の各号に掲げる事項に注意し、機能保持に努めなければならない。

（1） 施設や備品は担保に供しないこと。

（2） 施設や備品は、利用者が安全に使用できるよう、日常の点検を完全に実施し、異変があった場合には、利用者の使用を中断し、甲の指示を受けなければならない。

4 乙は、利用者の返却確認や施錠などにより、施設や備品の盗難防止に必要な対策を講じること。

5 甲は、乙が正当な理由なしに、この覚書に違反した場合には施設や備品の返納を命ずることができる。

（管理の委任）

第4条 乙は、第3条2項に規定する管理を第三者に委ねようとするときは、甲の承諾を得るものとする。

（施設や備品の損害の負担）

第5条 乙は、施設や備品を亡失又は毀損したときは直ちに甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、前項の亡失又は毀損が自己の責に帰すべき事由によるときは、甲の指示に従いすみやかに施設を修復し又は備品の代品を納め若しくはその損害を賠償しなければならない。

3 天災その他の不可抗力によって施設や備品に関して損害が生じたときは、その損害の補償について甲、乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この覚書の有効期間は令和3年7月31日までとする。

2 前項に定める期間の満了日の1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、満期の翌日から起算して向こう1年間同一条件をもって覚書を更新したものとみなし、以後満期のときも同じとする。

（その他）

第7条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月31日

甲 長野県飯田建設事務所長 細川 容宏 印

乙 大鹿村長 柳島 貞康 印

## 別記1

施設・備品 一覧表

名称	規格等	数量	単位	適用
■ 施設				
なし	—	—	—	
■ 備品				
サイクルラック	CSR-10-7S	1	式	
ポンプ	GIANT CONTOROL TOWER2	2	台	
工具セット	BICYCLE TOOL SET 95400	1	式	
	BICYCLE TOOL SET 95402	1	式	

## 別記2

管理区分表

名称	甲 負担	乙 負担
■ 施設		
なし	—	—
■ 備品		
サイクルラック	購入や老朽等による更新の経費	利用者への貸出、日常管理
ポンプ	購入や老朽等による更新の経費	利用者への貸出、日常管理
工具セット	購入や老朽等による更新の経費	利用者への貸出、日常管理
■ その他		
広報	県ホームページ等への掲載	現地での案内表示等

「■施設」は、将来的に自転車利用者が増加し、サイクルステーションの更なる充実が必要となった時に、雨よけ屋根やベンチ等の設置の可能性を想定している。